## 静岡県告示第244号

次のとおり保安林の指定予定森林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林予定森林の所在場所

静岡市清水区中河内字北沢1519の1・字北沢山1526(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字 尾花谷津1534、1542の2、字東沢中1545の1の1(次の図に示す部分に限る。)、1546、1547の1、1548

- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北沢1519の1・字北沢山1526・字尾花谷津1542の2・字東沢中1545の1の1・1546・1547の1・1548(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)